

## 押切川公園野球場 使用許可申請書

						※ 受付	第	号	
使用日時	平成	年	月	日( 曜日)	時	分	～	時	分
	平成	年	月	日( 曜日)	時	分	～	時	分
	平成	年	月	日( 曜日)	時	分	～	時	分
使用施設名	押 切 川 公 園 野 球 場								
使用目的									
使用施設	種 別	数 量	料 金	種 別	数 量	料 金			
	<input type="checkbox"/> 放送設備	時間	円	<input type="checkbox"/> 夜間照明設備	時間	円	市内者		
	<input type="checkbox"/> スコアボード	時間	円	<input type="checkbox"/> 夜間照明設備	時間	円	市外者		
	<input type="checkbox"/> 控室等	時間	円	<input type="checkbox"/> 持込み電気器具					
	<input type="checkbox"/> シャワー	チーム	円	<input type="checkbox"/>					
使 用 者	住所(所在地)								
	団 体 名								
	責任者氏名	連絡先							
観 覧 料	<input type="checkbox"/> 無 料		<input type="checkbox"/> 有 料		(最高観覧料 円)				
観覧予定人員									
※使用料金	グラウンド・付帯 設備等使用料	円	夜間照明 使用料	円	合 計	円			
<p>上記のとおり、使用許可を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>喜多方市スポーツ施設指定管理者 喜多方市ふるさと振興株式会社 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>									
備 考	※印は、記入しないで下さい								
上記のとおり許可してよいか伺います。							責任者	係 員	

# 押切川公園野球場 使用許可書

						※ 受付	第	号	
使用日時	平成	年	月	日( 曜日)	時	分	～	時	分
	平成	年	月	日( 曜日)	時	分	～	時	分
	平成	年	月	日( 曜日)	時	分	～	時	分
使用施設名	押 切 川 公 園 野 球 場								
使用目的									
使用施設	種 別	数 量	料 金	種 別	数 量	料 金			
	<input type="checkbox"/> 放送設備	時間	円	<input type="checkbox"/> 夜間照明設備	時間	円	市内者		
	<input type="checkbox"/> スコアボード	時間	円	<input type="checkbox"/> 夜間照明設備	時間	円	市外者		
	<input type="checkbox"/> 控室等	時間	円	<input type="checkbox"/> 持込み電気器具					
	<input type="checkbox"/> シャワー	チーム	円	<input type="checkbox"/>					
使 用 者	住所(所在地)								
	団 体 名								
	責任者氏名		連絡先						
観 覧 料	<input type="checkbox"/> 無 料		<input type="checkbox"/> 有 料		(最高観覧料 円)				
観覧予定人員									
※使用料金	グラウンド・付帯 設備等使用料	円	夜間照明 使用料	円	合 計	円			
<p>上記のとおり、使用許可します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>喜多方市スポーツ施設指定管理者 喜多方市ふるさと振興株式会社</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏 名 様</p>									
<p>◇使用料金の返金について</p> <p>喜多方市都市公園条例第15条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、市長は、都市公園の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)又は有料公園施設を利用する者の責めに帰することのできない理由により都市公園の使用をすることができなくなった場合及び使用者が都市公園の使用を開始する日の5日前までに都市公園の使用の取りやめの申出をした場合においては、既に納付された使用料の全部又は一部を返還することができる。</p>									